

(平成23年8月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	17 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	12 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	49 件
国民年金関係	16 件
厚生年金関係	33 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年10月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年9月から60年3月まで

私は、昭和57年9月に勤務先を退職して実家の会社を手伝うことになり、共済組合から国民年金に変更することになったので、母親がA市役所で加入手続を行い、納付書により金融機関で国民年金保険料を納付してくれていた。

申立期間は、30年近く前のことになるので記憶は定かでは無く、領収書などの書類も破棄しているため見当たらないが、当時から金銭的に切迫したことは無く、所得税など公的な納付金は全て滞納無く納めてきた。

現在の記録に納得できないので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和58年10月から60年3月までについて、申立人は、申立期間後の国民年金保険料を全て納付済みである上、昭和61年4月以降の保険料は前納しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年11月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認できることから、この頃に申立人の加入手続が行われたものと推認され、当該期間の保険料を過年度納付することが可能であった上、オンライン記録において、申立人に対して、同年11月11日に過年度納付書が作成されていることが確認できることから、当該納付書は申立人の申出により発行されたものと推認され、申立人の納付意識の高さを踏まえれば、当該時点において納付が可能であった58年10月から60年3月までの保険料を過年度納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和57年9月から58年9月までについては、上記

の過年度納付書が作成された時期（60年11月）からみて、既に時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人の母親及び申立人が昭和57年9月から58年9月までの国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年10月から60年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月

私は、学校卒業後、家業に従事し、20歳になった頃に母親が国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。当時の書類は残っていないが、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であり、前後の期間の国民年金保険料は納付済みである上、申立人は、申立期間を除き、保険料の未納は無く、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の母親は、国民年金に加入した昭和47年3月以降の保険料を全て納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は平成2年5月に払い出されており、A市の国民年金被保険者台帳では同年4月5日に加入手続きが行われたことが確認できることから、この時点で、申立期間の保険料を現年度納付することが可能であった上、オンライン記録において、申立期間直前の平成元年2月及び同年3月の保険料を3年3月に過年度納付していることが確認でき、申立人の母親の納付意欲の高さを踏まえれば、申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から同年6月まで

私は、昭和49年7月頃、両親の勧めで国民年金に任意加入し、61年4月に第3号被保険者となるまでは、一度も国民年金保険料を滞納することなく納付したのに、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和49年7月5日付けで国民年金に任意加入し、第3号被保険者となるまでの期間について、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付していることから、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳によると、申立期間前後の国民年金保険料は、現年度納付されていることが確認できる上、任意加入しながら保険料を納付しなかった特段の事情も見当たらないことから、申立期間の保険料について、納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から同年3月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月から同年3月まで
② 昭和53年1月から同年3月まで
③ 昭和53年7月から同年12月まで

私は、第1子出産を契機に、昭和49年1月にA役所で国民年金の加入手続を行い、その際、将来のため付加保険料納付の申出も併せて行った。申立期間①については、自宅で集金人に定額保険料及び付加保険料を納付したはずである。また、B市に転居した申立期間②及び③についても、定額保険料及び付加保険料を集金人に納付したはずであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①は3か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間及び第3号被保険者期間を除き、60歳になるまで国民年金保険料を全て納付していることが確認できることから、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、昭和49年1月22日付けで国民年金に任意加入していることが国民年金被保険者台帳により確認でき、申立人が所持する国民年金手帳においても同日付けで国民年金に任意加入するとともに付加保険に加入していることが確認できることから、任意加入手続及び付加保険料納付の申出を行いながら定額保険料及び付加保険料を納付しなかったとは考え難い。

一方、申立期間②及び③について、申立人は、定額保険料及び付加保険料を納付したと主張している。

しかしながら、B市の収滞納一覧表により、申立期間の国民年金保険料は未納であることが確認でき、付加保険料は定額保険料に併せて納付することとさ

れていることから、申立人は付加保険料を含めて申立期間の保険料を納付しなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から同年3月までの付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月及び同年8月

私は、昭和63年12月で前の会社を退職し、64年1月から転職先の会社で働き始めたが、入社後しばらくは厚生年金保険に加入できなかったため、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納となっているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であるとともに、申立人は、平成元年1月以降、第3号被保険者になるまで、申立期間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料を全て納付していることが確認できる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和63年11月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能である。

さらに、申立人の平成元年1月から同年6月までの国民年金保険料については、現年度納付されていることがA市の収滞納一覧表により確認でき、申立期間の保険料を納付しなかった事情も見当たらないことから、申立人は申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

兵庫厚生年金 事案 3920 (事案 1217 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成18年10月1日から19年11月1日までの期間については、標準報酬月額決定の基礎となる18年4月から同年6月までの期間及び19年4月から同年6月までの期間は、申立人は厚生年金保険被保険者として標準報酬月額32万円に相当する報酬月額が事業主により支払われていたと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を32万円に訂正する決定を行うことが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年1月1日から平成19年11月1日まで
前回の申立てにおいて認められなかった期間に不満があり申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人から提出された給与明細書により、申立期間において、社会保険庁(当時)に記録されている標準報酬月額に見合う報酬月額を超える給与が支給されていたことが確認できるが、当該給与明細書により確認できる昭和54年1月から平成19年10月までの保険料控除額に相当する標準報酬月額は、社会保険庁に記録されている標準報酬月額と一致又はそれ以下であることが確認できること、ii) 申立期間について、社会保険庁の申立人に係る標準報酬月額の記録は遡及して引き下げられているなどの不自然な点は見当たらないこと、iii) A社が加入しているB厚生年金基金における申立人の加入期間(昭和63年4月1日から平成20年3月21日まで)に係る標準報酬月額は、社会保険庁の記録と一致していることが確認できること等を理由として、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあつせんは行わないとの判断を行った旨、平成21年12月21日付けで通知が行われている。

申立人は、「前回の申立てにおいて、認められなかった期間に不満があり申し立てた。」として再申立てしているところ、当該あつせん後に、本件を含む厚生年金事案であつて申立期間に厚生年金保険料の徴収権と消滅時効成立前の期間を含む所定の事案に関する厚生年金保険法と厚生年金保険法の保険給

付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）の適用について、厚生労働省から、特例的に当該事案の申立日において既に厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間については、厚生年金特例法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という見解が示され、当委員会では上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、昭和54年1月1日から平成18年10月1日までの期間について、申立人からは新たな証拠は提示されておらず、新たな事情も見当たらないことから、当該主張をもって、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情があったとは認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、昭和54年1月から平成18年9月までの期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

一方、申立期間のうち、平成18年10月1日から19年11月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるため、厚生年金保険法を適用することとなる。

また、当該期間については、申立人から提出された給与明細書によると、標準報酬月額の決定の基礎となる平成18年4月から同年6月までの期間及び19年4月から同年6月までの期間の、標準報酬月額32万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていることが確認できることから、厚生年金保険法に基づき、18年10月1日から19年11月1日までの期間に係る標準報酬月額を32万円に訂正する決定を行うことが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和23年4月1日から25年2月18日までの期間については、事業主は、申立人が23年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険出張所（当時）に行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は25年2月18日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和23年4月から同年7月までは500円、同年8月から24年4月までは1,500円、同年5月から25年1月までは4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年11月30日から25年2月28日まで

私は、昭和22年10月1日にB社に入社し、C社が設立される25年2月28日まで、B社やA社において勤務し、厚生年金保険に加入していたと思う。

しかし、国の年金記録では、昭和22年11月30日にB社において厚生年金保険被保険者資格を喪失し、その後の被保険者記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A社に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録により、申立人と生年月日は一致しないものの、申立人と同姓同名で基礎年金番号に未統合の被保険者の記録が確認できる。

一方、当該未統合記録においては、昭和23年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している記録は確認できるものの、資格喪失日に係る記録は無い。

しかし、申立人は、「C社が設立される昭和25年2月28日までA社等に勤務していた。」と供述しているところ、商業登記簿により、C社は同年

同月 18 日に設立されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該未統合記録は申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、申立人の A 社における資格取得日は昭和 23 年 4 月 1 日、資格喪失日は 25 年 2 月 18 日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該未統合記録から、昭和 23 年 4 月から同年 7 月までは 500 円、同年 8 月から 24 年 4 月までは 1,500 円、同年 5 月から 25 年 1 月までは 4,000 円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、昭和 25 年 2 月 18 日から同年同月 28 日までの期間について、申立人は、「B 社、A 社では厚生年金保険に加入していたが、C 社では加入していなかったように思う。」と供述しているところ、B 社の元同僚は、「同年同月頃に B 社、A 社など複数の事業所が合併して C 社が設立された。」と証言し、上記のとおり、C 社は同年同月 18 日に設立されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、C 社が厚生年金保険の適用事業所となった日（新規適用日）は昭和 35 年 3 月 1 日であり、申立期間のうち、25 年 2 月 18 日から同年同月 28 日までの期間は、当該事業所が適用事業所となる前の期間である上、同社の総務担当者は、「適用日以前に、社員から厚生年金保険料を控除することはない。」と証言している。

- 3 申立期間のうち、昭和 22 年 11 月 30 日から 23 年 4 月 1 日までの期間については、B 社の元同僚の証言により、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び旧台帳により、B 社及び A 社の両事業所において厚生年金保険被保険者記録がある 6 人（申立人を除く。）は、いずれも昭和 22 年 11 月 30 日に B 社で被保険者資格を喪失し、23 年 4 月 1 日に A 社で資格を取得していることが確認できる。

また、B 社の元事業主は、既に死亡しており、申立期間当時の状況について確認することができない上、同社の元同僚は、「申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除については分からない。」と証言している。

- 4 このほか、申立人が昭和 22 年 11 月 30 日から 23 年 4 月 1 日までの期間及び 25 年 2 月 18 日から同年同月 28 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成7年2月は24万円、同年3月は22万円、同年4月及び同年5月は24万円、同年6月から同年9月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月1日から同年10月1日まで

「ねんきん定期便」で、平成7年2月から同年9月までの標準報酬月額が大変低く届け出されていることを知った。給与明細書を所持しており、給与から控除された保険料額から計算した標準報酬月額と大きく相違しているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書から、平成7年2月は24万円、同年3月は22万円、同年4月及び同年5月は24万円、同年6月から同年9月までは22万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立人の申立期間に係る資料は残っておらず、担当者も既に死亡しているため、届出及び保険料納付について不明である。」と

回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないため、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和51年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月31日から同年11月1日まで

私は、昭和43年3月21日にC社（A社の子会社）に入社し、平成22年10月7日現在も継続して、B社に勤務しているのに、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出のあった在籍証明書及び同社の申立人に係る厚生年金保険料控除についての回答から判断すると、申立人は、同社及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和51年11月1日にA社からC社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和51年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「申立人のA社に係る資格喪失日は、昭和51年11月1日とするべきところ、誤って同年10月31日と記入したことが考えられる。」と回答し、申立人の資格喪失日を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料についての納入の告知を行っておらず（その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間における保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成4年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月31日から同年4月1日まで

私は、平成4年3月31日までA社のB支店に勤務し、同年3月の給与から保険料も控除されているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在職証明書及び申立人が所持している給与明細書により、申立人は同社に継続して勤務し、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の給与明細書の厚生年金保険料控除額から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成4年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和39年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年2月29日から同年3月1日まで

A社とB社は共にC社（現在は、D社）を親会社とする子会社であり、子会社間を異動した際の厚生年金保険被保険者期間が1か月欠落している。申立期間も継続して勤務していたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びB社の元同僚の証言から判断すると、申立人は、C社のグループ会社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人のB社における雇用保険の加入記録から、昭和39年3月1日とすることが妥当である。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における昭和39年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、事業主も既に死亡していることから、確認することはできないが、事業主が資格喪失日を昭和39年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月29日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人の同年2月に係る保険料について、納入の告知を行っ

ておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和21年3月14日、同資格喪失日は22年7月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年3月14日から22年7月1日まで

私は、昭和20年3月に小学校を卒業し、翌年の春に、当時自宅の近所に住んでいたA社の社長に誘われて同社に入社した。工場長や職人などの元同僚の名前も覚えている。翌年の夏前頃に退職し、2か月後の昭和22年9月にB社に入社したことを記憶している。しかし、A社に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が無い。詳しく調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人はA社に勤務していた時のことを詳細に記憶していることから、申立期間において、同社で勤務していたことが推認できる。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)において、基礎年金番号に統合されていない、申立人と同姓同名で生年月日が一致する被保険者記録が確認できる。

なお、当該未統合記録においては、昭和21年3月14日にA社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得している記録は確認できるものの、同被保険者資格の喪失日に係る記録は無い。

さらに、申立人は、A社を退職し、B社に再就職する際の具体的な供述をしており、その供述内容に信ぴょう性が認められる。

これらを総合的に判断すると、当該未統合記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、申立人のA社における同被保険者資格取得日は昭和21年3月14日、同資格喪失日は22年7月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ 1 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のB社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は27年6月1日であると認められることから、同事務所における資格喪失に係る記録を同日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年3月10日から24年3月31日まで
② 昭和25年9月30日から27年6月30日まで

私は、昭和21年3月10日にA社に採用され勤務、その後、24年3月からB社で勤務、朝鮮戦争勃発後の25年10月からC社に勤務し、27年6月に同社がD県E市に移転することになったので退職したが、それまでの期間継続して勤務していたにもかかわらず、21年3月10日から24年3月31日までの期間と25年10月1日から27年6月30日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、「C社を退職したのは同社がE市に移転した昭和27年6月であり、それまで継続して勤務していた。」と主張しているところ、オンライン記録では、申立人は、B社において、24年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、25年9月30日に資格喪失となっているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人は、被保険者資格の取得日についてはオンライン記録と同様、24年4月1日となっているものの、資格喪失日の記載が無いことが確認できる。

また、昭和27年5月13日に事業主から授与された表彰状には、「F職として5年以上勤務し」と記載されていること、及び元同僚二人は、「申立人が、C社で勤務していたことを覚えている。」と供述していることから、申立人は、少なくとも、同日までは同本部において勤務していたことが推認できる。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページの前後数ページを見ると、申立人と同様、6人の被保険者について資格喪失日が記載されていないことが確認できるところ、当該6人の資格喪失日について、オンライン記録及び同事務所に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると、6人とも資格喪失日は昭和27年6月10日以降であることが確認できる。

加えて、申立人が同じ職場で勤務し、同じ時期に退職したと記憶する元同僚は、「申立人のことは覚えている。同じ職場で働いていた。」と供述しているところ、当該同僚について、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、資格喪失日が昭和27年6月1日であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所(当時)の不適切な記録管理がうかがえることから、B社に係る申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日を昭和27年6月1日に訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる申立人の昭和25年4月の標準報酬月額の記載から、8,000円とすることが妥当である。

申立期間①について、申立人は、「A社に勤務していた。」と主張しているところ、A社事業に対する健康保険法及び厚生年金保険法の適用に関する件（昭和23年12月1日保発第92号）により、A社において勤務する日本人従業員に対して社会保険制度が適用になったのは24年4月1日であり、申立期間は厚生年金保険の適用前の期間である。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、昭和21年3月10日から24年3月31日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和26年4月3日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険出張所(当時)に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の同社における同資格喪失日は27年12月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、昭和26年4月から同年7月までの期間は5,000円、同年8月から27年11月までの期間は6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月頃から27年12月頃まで

私は、昭和26年4月頃から27年12月頃までの間、A社に勤務したが、勤務した全期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和26年4月頃から27年12月頃までA社において勤務した。」と主張しており、B事業所が保管する申立人に係る人事記録によると、申立人が26年4月から27年11月までA社で勤務していたことが記載されていることから、申立人が同社で勤務していたことは認められる。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)及び厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)によると、同社において、資格取得日を昭和26年4月3日とする申立人と氏名及び生年月日が一致し、基礎年金番号に未統合の被保険者記録が確認できる。

また、当該未統合記録については、資格喪失日に係る記載が無いものの、申立期間中の昭和26年8月1日及び27年8月1日に標準報酬月額の改定が行われていることが確認できる。

さらに、上記の被保険者名簿によると、申立人が同時期に入社したとする元同僚は、当該未統合記録と同日の昭和26年4月3日に被保険者資格を取得し

ていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該未統合記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、事業主は、申立人が、昭和 26 年 4 月 3 日に A 社に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険出張所に行ったと認められ、かつ、申立人の同社における同資格の喪失日は 27 年 12 月 1 日とすることが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該未統合記録から、昭和 26 年 4 月から同年 7 月までの期間は 5,000 円、同年 8 月から 27 年 11 月までの期間は 6,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月4日から同年4月1日までの期間について、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和49年1月4日に訂正し、同年1月から同年3月までの標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月1日から49年4月1日まで

私は、A社が経営する「B」C店が昭和48年12月1日にオープンするため、同年11月に同社に入社し研修を受けた後、同年12月から同店の店長として、54年4月に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、48年12月から49年3月までの厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和48年12月1日に「B」C店をオープンするため、同年11月に研修を受け、同年12月1日から同店の店長として、54年4月まで継続して勤務していた。」と主張しているところ、元従業員及び同店において申立人と一緒に勤務していた元同僚の回答から、申立人は、48年11月に研修を受け、同年12月から同店で店長として勤務していたことが推認できる。

また、申立人の雇用保険の被保険者資格取得日が昭和49年1月4日であることが確認できるところ、申立人と「B」C店において一緒に勤務していた同僚二人について、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格取得日を見ると、両保険の資格取得日は、それぞれ一致していることが確認できる。

これらのことを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月4日から同年4月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主に

より給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を同年1月4日に訂正することが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和49年1月から同年3月までの標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の同年4月の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散し、事業主も死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和48年12月1日から49年1月4日までの期間については、A社は既に解散し、事業主も死亡していることから、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、申立人が記憶する元同僚及び申立人と同日（昭和49年4月1日）に厚生年金保険の資格を取得した元従業員9人に照会を行ったところ、回答があった3人は、「私も厚生年金保険の未加入期間があったと思う。」、「厚生年金保険の未加入期間の2から3か月は研修期間だったと思う。」、「正社員として入社しても最初の3か月間は厚生年金保険に加入できないという取扱いであったと思う。」とそれぞれ供述していることから、同社では、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、一定期間経過後に加入させる取扱いであったと考えられる。

このほか、当該期間について、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成7年3月から同年7月までの期間は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月1日から同年8月1日まで

A社で勤務していた平成7年1月から同年7月までの期間について、国の年金記録における標準報酬月額が給料支払明細書に記載されている給与支給額に見合った金額になっていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成7年3月から同年7月までの期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給料支払明細書において確認できる報酬月額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認で

きる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成7年2月については、給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を下回る額であることが確認できることから、当該期間は特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち、平成7年1月については、給与支払明細書が確認できない上、事業主は「当時の関係資料が保存されていないため、申立人の上記期間の報酬月額及び保険料控除額は不明である。」と回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成15年7月15日は10万円、16年7月15日は9万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月15日
② 平成16年7月15日

平成15年7月の賞与10万円、16年7月の賞与9万円が標準賞与額として記録されていないので、確認の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成16年夏期賞与に係る給料支払明細書、15年分及び16年分の給与所得の源泉徴収票、A社から提出された15年及び16年の個人別賃金表、総勘定元帳及び小切手帳（控）、並びに同社の回答から判断すると、申立人は、申立期間に係る賞与について、その主張する標準賞与額（申立期間①は10万円、申立期間②は9万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は「社会保険事務所（当時）へ報告するのを忘れており、申立期間に係る保険料は納付していない。」と認めていることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

兵庫国民年金 事案 2571 (事案 1512 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年8月から同年12月までの期間及び58年7月から59年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年8月から同年12月まで
② 昭和58年7月から59年3月まで

私は、昭和59年4月に就職のためA県に転居し、B市役所C出張所で転入届を提出した際、国民年金担当者から、これまでの記録確認を行った上、未納期間の国民年金保険料について遡って納付するよう勧められたため、申立期間①及び②の納付書を作成してもらい、合計約8万円の保険料を窓口で一括して遡及納付した。

前回の申立てでは申立期間①及び②の保険料を納付した時期について、転居届を行った昭和59年4月としていたが、審議終了後から再考し当時のスケジュール帳を確認したところ、同市へ転居届を提出した時期が同年10月20日であることが判明したため、新たな資料として提出するので再度審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立人に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号から、申立人の国民年金加入手続は、申立人がD市へ転入した昭和62年1月17日以降と推認され、同時点において、申立期間①及び②は、既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であること、ii) 申立人は、59年4月にA県B市役所C出張所で申立期間①及び②の国民年金保険料を一括して遡及納付したとしているが、当該時点において申立期間の一部は過年度保険料となり、同出張所の国民年金担当窓口では納付することができず、申立内容と一致しないことなどとして、当委員会の決定に基づく平成22年3月29日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したとする時点を当時のスケジュール帳の記載を基に昭和 59 年 4 月から同年 10 月 20 日に変更すると
して再申立てを行っているが、申立人の主張は、委員会の当初の決定を変更す
べき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき
新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を
納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 8 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 8 月から平成 3 年 3 月まで

私が 20 歳になった際、A 市役所から国民年金の加入通知が自宅に届き、両親が同市役所で加入手続を行ってくれた。当時、私は学生で経済力が無かったので、母親が自分の国民年金保険料を納付してくれていた。

再交付の年金手帳は手元にあるが、20 歳から加入し、保険料を納付してきたのに平成 3 年 4 月 1 日に初めて被保険者になった日と記載されており納付できない。詳しく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった際、A 市役所から国民年金の加入通知が届き、申立人の両親が同市役所で加入手続を行ってくれ、申立人の母親が国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 3 年 5 月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃に申立人の加入手続が行われたものと推認される上、申立人が所持する年金手帳及び申立人に係る A 市の国民年金マスターチェックリストの資格履歴欄には、同年 4 月 1 日に国民年金被保険者資格を取得したことが記録されており、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人の母親は、申立人の保険料を納付できなかったものと考えられる。

なお、学生が国民年金の強制加入被保険者となったのは平成 3 年 4 月以降であり、その前の時期において、学生の国民年金への加入は任意であったため、同年 4 月以降に強制加入被保険者として加入した学生は、同年 3 月以前に国民年金被保険者資格を取得することはできない。

また、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の国

民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人の母親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年12月から63年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年12月から63年9月まで

私は、昭和62年12月に会社を退職したので、翌日にA市役所で国民年金の加入手続きを行い、同月分の国民年金保険料7,700円を納付したが、それ以前に12年9か月の厚生年金保険の期間があったので、国民年金保険料を納めなくてもいいと思い、その後は納付しなかった。

昭和63年6月に結婚し、同年11月に国民年金の第3号被保険者の手続きを転居先のB県C市役所で行ったが、その際、担当者から、保険料の未納分を納付しないと第3号被保険者へ変更してもらえないと言われて口論になったので、金融機関で7万5,000円を出金し、10か月分の保険料7万7,000円を遡って納付した。

記録では昭和63年10月の1か月分だけが納付済みとなっており、申立期間の10か月が未納とされていることに納得できない。預金通帳の写しを提出するので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和62年12月25日に会社を退職し、その翌日にA市役所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間のうち、同年12月の国民年金保険料として同市役所で7,700円を納付し、その後、63年11月に、転居したC市役所で国民年金の加入手続きを行い、金融機関から7万5,000円を出金し、申立期間のうち、同年1月から同年9月までの保険料を同市役所で一括納付したと主張している。

しかしながら、A市の国民年金マスターチェックリストによると、申立人の国民年金被保険者資格に係る届出日は昭和63年1月13日となっており、申立内容と符合しない上、62年12月の分として納付したとする国民年金保険料額7,700円は昭和63年度の保険料月額であり、当時の保険料額とも相違しており、同マスターチェックリストにおいて、62年に当該1か月の保険料を現年

度納付した形跡は見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立人の国民年金第3号被保険者の資格取得は、平成元年1月26日付けで入力処理されていることから、申立人は、この頃にC市で国民年金の加入手続を行ったものと推認されるが、申立人から提出された預金通帳の写しによると、申立人が申立期間のうち、昭和63年1月から同年10月までの国民年金保険料として同市で一括納付したとする金額（7万5,000円）の出金日は、同年11月9日と記録されており、上記の加入手続後に当該金額を出金したとする申立内容とは符合しない。

さらに、申立人がC市で国民年金に加入した時点において、申立期間のうち、昭和63年1月から同年3月までの国民年金保険料は過年度納付によることとなり、同年4月から同年9月までの保険料とは納付書が異なる上、同市では過年度保険料を納付できなかったとしており、申立内容と相違する。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年7月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年7月から平成元年3月まで

私は、当時大学生であったが、20歳になったので母親がA市役所へ行き、国民年金の任意加入手続をしてくれた。国民年金保険料は、母親が最初の1、2回は納付書で納付し、その後、父親の銀行口座より口座振替により納付してくれていたと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できないので、詳しく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和61年*月頃に申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成6年5月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃に申立人の加入手続が行われたものと推認される上、申立人が所持する年金手帳には、「初めて被保険者となった日 平成6年4月1日」と記載されており、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人の母親は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、申立期間に係る上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人の母親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年11月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年11月から平成3年3月まで

私は、当時大学生であったが、20歳になったので母親がA市役所へ行き、国民年金の任意加入手続をしてくれた。国民年金保険料は、母親が最初の1、2回は納付書で納付し、その後、父親の銀行口座より口座振替により納付してくれていたと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できないので、詳しく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和62年*月頃に申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年6月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃に申立人の加入手続が行われたものと推認される上、申立人が所持する年金手帳には、「初めて被保険者となった日 平成3年4月1日」と記載されており、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人の母親は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

なお、申立期間は、当時、学生であった場合、国民年金の任意加入期間であり、この任意加入期間は国民年金に加入した時点から、国民年金保険料を納付することができるものの、平成3年4月以降において遡って保険料を納付することはできない。

また、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、申立期間に係る上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人の母親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年5月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月から3年3月まで

私が21歳になった平成2年頃、町役場から国民年金保険料の納付書が自宅に届いたので、毎月、母親が金融機関で納付してくれていた。また、同じ年に社会保険事務所(当時)からも納付書が送付され、母親が同事務所に確認したところ、「国民年金保険料は、20歳から納付しなければならない。」と言われたので、毎月の保険料を納付しながら、20歳からの保険料についても一括で納付してくれた。詳しく調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、21歳になった平成2年頃に町役場から国民年金保険料の納付書が届き、申立人の母親が毎月、金融機関で保険料を納付しながら、20歳以降の申立期間の保険料についても遡って納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成4年5月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃に申立人の加入手続が行われたものと推認され、申立内容とは符合しない上、申立人が所持する年金手帳の資格取得欄には、申立人は、「初めて被保険者となった日 平成3年4月1日」と記録されていることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人の母親は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

なお、学校教育法に定められた学校に在籍する20歳以上の者(学生)が、国民年金の強制被保険者とされたのは、申立人が被保険者資格を取得した平成3年4月1日であり、申立人は、同年4月から4年3月までの国民年金保険料を国民年金手帳記号番号の払出日以降に納付していることが確認できる。

また、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の国

民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人の母親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年3月及び56年4月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年3月
② 昭和56年4月から同年7月まで

私は、国民年金保険料の納付は国民の義務だと思い、これまで納付している。申立期間①については、記憶は定かではないが、申立期間②は夫が納付してくれており、現在の年金記録に納付できないので、第三者委員会へ申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、申立人が国民年金保険料を納付し、申立期間②については、申立人の夫が保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和56年9月に払い出されており、A県B市の国民年金被保険者名簿索引票において、申立人は、同年8月5日に任意加入被保険者として資格を取得していることが確認できることから、申立期間①及び②はいずれも、国民年金に未加入の期間であり、申立人及びその夫は、申立期間①及び②の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が、申立期間当時に国民年金保険料を納付するためには、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の婚姻前の姓を含む氏名をC県及びA県内で検索したが、上記とは別の同手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

さらに、申立人及びその夫が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び

②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から63年3月まで

ねんきん特別便を見ると、未納期間があることが分かったが、私は、昭和61年4月から自営業を始めたので、A市役所へ自ら赴き、国民健康保険と国民年金の加入手続をした。国民年金保険料は、前払で一括して銀行で納付しており、現在の年金記録に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後すぐに、国民年金及び国民健康保険の加入手続を行い、国民年金保険料は、銀行で一括して納付したと主張している。

しかしながら、A市の「国民年金手帳払出簿」によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和63年3月に払い出されていることが確認でき、申立人は、この頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認できることから、申立内容とは符合しない。

また、申立人は、現在納付済みと記録されている国民年金保険料を含め、前納により納付していたと供述しているところ、上記加入手続の時点において、申立期間の保険料は、過年度保険料及び現年度保険料として納付が可能であるものの、前納により納付することはできない期間である上、A市の国民年金台帳（納付記録詳細）においても、現年度納付あるいは過年度納付した形跡は見当たらず、オンライン記録とも一致している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から11年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月から11年3月まで

私は、平成10年の秋か冬頃、A市役所1階の年金窓口で国民年金の加入手続きを行い、その日のうちに同年4月から加入月までの国民年金保険料を一括納付し、その後の保険料についても、納付に関する具体的な記憶は無いが、間違いなく納付していたのに、未納とされているのでよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成10年の秋か冬頃、国民年金の加入手続きを行い、その日のうちに同年4月から加入月までの国民年金保険料を一括納付し、以後の保険料も納付したと主張している。

しかしながら、申立人に係るA市の国民年金台帳(納付記録詳細)において、申立期間の国民年金保険料を現年度納付した記録は見当たらず、オンライン記録においても、申立期間を過年度納付した記録は見当たらない。

また、A市によると、申立期間当時の収納事務は電算処理により取り扱っており、同市から送付する国民年金保険料の納付書は機械印字され、OCR(光学式文字読取機)で入力されることから、これらの納付記録が欠落するとも考え難い。

なお、申立人は、平成8年4月から9年3月までの国民年金保険料を10年6月3日に、11年4月から12年3月までの保険料を同年10月4日に一括して過年度納付していることが、オンライン記録により確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年6月から同年12月まで

私は、昭和48年5月に結婚し、国民年金保険料の納付を親から引き継いだが、50年*月に出産し、育児に追われていた上、経済的な理由もあり、しばらく滞納していた。滞納していた保険料は、後に全て納付したのに、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻後の国民年金保険料は自身で納付するようになり、未納となっていた申立期間について、遡って保険料を納付したと主張している。

しかしながら、A県B町の申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和48年5月*日付けでC市D地区へ転出していることが確認できるところ、申立人が所持する国民年金手帳の氏名及び住所欄を見ると、婚姻に伴う氏名変更及びC市D地区への住所変更は、49年12月*日に行われていることが確認でき、当該変更届が行われるまでの間、国民年金保険料を納付できなかった事情がうかがえる。

また、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳によると、昭和51年度に、48年度に係る国民年金保険料の納付催告が行われたことが確認できるところ、昭和51年4月時点で、時効期限内で納付が可能な保険料は49年1月以降の期間となることから、当該催告が行われた時点において、申立期間は既に時効により保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年5月から42年9月までの期間、同年10月から43年3月までの期間及び同年4月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年5月から42年9月まで
② 昭和42年10月から43年3月まで
③ 昭和43年4月から50年3月まで

私は、昭和41年5月頃に国民年金の加入手続をA役所（現在は、C役所）で行い、申立期間の国民年金保険料は集金人に納付したはずである。45年8月頃にB地区に転居し、集金人に付加保険を勧められ、加入したことを記憶している。免除申請手続を行った覚えも無く、保険料を納付したはずであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年5月頃にA役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付したはずであると主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号(*)は、昭和53年3月に申立人の夫と連番でB地区において払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳により、申立人及びその夫は納付可能な51年4月から52年3月までの保険料を53年1月に過年度納付していることが確認できるものの、上記の払出時点では、申立期間は既に時効により保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人は、その兄弟と連番で婚姻前にA地区において、上記とは別の国民年金手帳記号番号(*)が払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できるものの、同記号番号に係る国民年金被保険者台帳(特殊台帳)には、申立期間に係る国民年金保険料の納付記録は見当たらず、オン

ライン記録とも一致している上、申立人の兄姉についても同様の記録となっていることが確認できる。

なお、申立人は、申立期間②について免除申請を行った覚えは無いとしているものの、連番で払い出されている申立人の兄姉についても申請免除されていることが確認できることから、申立人以外の者により、同手続が行われたものと考えられる。

さらに、申立人又はその両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年2月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年2月から58年3月まで

私は、昭和57年1月に会社を退職後、しばらくしてから市役所に行った際、何か月か未納期間になっていると言われたので、国民年金の加入手続を行い、父親が、申立期間の国民年金保険料を遡って納付してくれたはずであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年1月に会社を退職後、しばらくしてから市役所で国民年金の加入手続を行い、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付してくれたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年3月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃に国民年金の加入手続が行われたものと推認でき、申立内容とは符合しない。

また、上記の国民年金加入手続時点で納付可能な昭和58年度及び59年度の国民年金保険料は昭和60年8月以降、5回に分割して納付されていることが、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳及びオンライン記録により確認できるものの、この時点では、申立期間については既に時効により保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない上、氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出さ

れていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、昭和37年10月から平成10年頃までの期間のうち、未納又は免除とされる期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から平成10年頃まで
(うち、納付済期間を除く。)

私は、昭和37年から45年までは、実家で国民年金保険料を納めていたと思う。会社の名前は忘れてしまったが、小さな会社だったので厚生年金保険をかけてもらってないと思う。A県とB県に行って仕事をして、友人たちと国民年金保険料を1か月分ずつ納付したということは覚えている。また、49年1月から53年9月頃は、C市かD市に住んでおり、37年から平成10年頃まで働いていた。申立期間について、国民年金保険料を納付したので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年10月から45年までの国民年金保険料については、申立人の実家の者が納付してくれており、45年から平成10年頃までの保険料は、申立人が納付したと主張している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入被保険者の記録から、昭和39年9月頃に払い出されたものと推認できるが、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳及びオンライン記録並びにE市の国民年金被保険者名簿において、申立期間のうち、国民年金保険料が納付済みと記録されている40年1月から44年8月までの期間及び45年4月から同年6月までの期間を除き、保険料が納付された記録は見当たらない上、申立人は、その元妻と保険料納付済期間及び申請免除期間が全て一致している。

また、上記E市の被保険者名簿によると、昭和51年3月以前の国民年金保険料の未納期間について、54年2月6日付けで、申立人に対して、特例納付

の勧奨を行ったことが記録され、同年5月8日付けで、納付意思が無いことを確認したことが記録されている上、60年4月1日付けで、不在被保険者と記録されていることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、昭和60年5月から平成7年3月まで国民年金の不在被保険者であったことが確認できることから、申立人は、当該期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年11月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年11月から43年3月まで

私の国民年金は、叔母の家に来ていた集金人が20歳になろうとしている私のことを知り、加入を勧めたため、叔母が集金人に加入手続を行ってくれた。国民年金保険料は、叔母が立て替えて払ってくれていたもので、給料をもらってから、毎月、叔母に支払っていた。20歳から保険料を納付していたのに、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年頃に申立人の叔母が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を立て替えて集金人に納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立人は、昭和41年9月1日付けで発行された国民年金手帳を所持していることから、この頃に国民年金に加入したものと推認され、申立期間の国民年金保険料を現年度納付及び過年度納付することが可能であったものの、同手帳の昭和41年度及び42年度の国民年金印紙検認台紙は空欄であり、国民年金印紙検認記録欄に検認印も確認できないことから、申立期間において現年度納付されなかったものと推認される上、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、過年度納付の記録は見当たらず、申立人からも遡って納付したとの主張は無い。

また、申立人の国民年金保険料を立て替えて集金人に納付してくれていたとする申立人の叔母の国民年金手帳記号番号は、昭和44年2月13日に夫婦連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、申立人の叔母夫婦は、この頃に国民年金に加入したものと推認されることから、この時点まで集金人が申立人の叔母の保険料を集金していたとは考え難く、申立内

容とは符合しない。

さらに、申立人の氏名について婚姻前を含め複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらず、申立人の叔母及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年6月から平成元年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年6月から平成元年12月まで

私は、結婚を契機に、平成3年1月頃、A市役所で国民年金の加入手続きを行い、同市役所で未納分の国民年金保険料を全額まとめて納付し、未納期間は残っていないと聞いていたのに、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年1月頃、A市役所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料は、同市役所で一括して納付したと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の供述どおり平成3年1月に払い出されたことが確認できるが、当該時点において、申立期間のうち一部は既に時効により保険料を納付することはできず、昭和63年12月から平成元年12月までについては、過年度納付が可能であるものの、A市によると、国庫金となる過年度保険料は、同市役所の窓口で収納できなかつたとしており、同市役所で納付したとする申立内容とは符合しない。

なお、オンライン記録によると、申立人は、国民年金の加入手続きを行った日の所属する平成2年度の国民年金保険料について、平成2年4月の分を3年1月25日に納付し、2年5月から3年3月までを同年2月12日に一括して納付しており、A市が収納できる現年度保険料は全て納付されていることが確認できる。

また、申立人が提出した預金通帳写し（平成3年1月頃のページ）における預金引き出し額からは、申立期間に係る国民年金保険料の納付をうかがわせる記録は見当たらず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせ

る周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から52年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月から52年10月まで

私は、昭和46年3月に共済組合員資格を喪失後、国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してきた。婚姻した52年11月以降は、任意加入となることから加入していない期間もあったが、申立期間は、強制被保険者の期間であるため、必ず納付していたはずである。しかし、年金記録を確認すると、申立期間が未納期間とされており納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年3月に国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和56年5月に払い出されており、A市の国民年金収滞納一覧表によると、申立人は、同年4月5日に任意加入被保険者として資格を取得していることから、この頃に国民年金の加入手続きが行われたものと推認でき、申立内容とは符合せず、当該加入手続きの時点では、申立期間の保険料は既に時効により納付することはできない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、昭和46年3月頃に、国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、婚姻前の姓を含めて検索したが、上記とは別の同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年8月1日から21年4月5日まで
② 昭和22年5月30日から23年6月10日まで
③ 昭和23年9月30日から24年2月1日まで
④ 昭和33年1月22日から35年1月22日まで

私は、昭和16年から弟とA社（弟は、20年3月18日から同年8月末までの期間は徴用）で勤務していたが、同事業所が空襲により焼失したため、B社に工場疎開し、その時一緒に移り、弟が徴用から帰郷後は、32年10月にA社を退職するまでの期間、兄弟一緒に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間①、②及び③の厚生年金保険被保険者記録が無いとされていることに納得できない。

また、昭和33年1月22日にC社を創業し、51年5月までの期間は代表取締役社長として在籍していたにもかかわらず、申立期間④の厚生年金保険被保険者記録が無いとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②及び③について、申立人は、「昭和16年から勤務していたA社が20年の空襲の後、B社に工場疎開し、その時一緒に移り、32年10月に退職するまで間、継続して勤務していた。」と主張している。

しかしながら、A社は既に倒産しており、申立期間①、②及び③当時の事業主及び事務担当者は死亡していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、A社から工場疎開に伴いB社に移った元従業員6人の厚生年金保険の加入記録が

確認でき、申立期間当時のB社における社会保険の加入手続は、疎開した事業所ごとに手続が行われていたことがうかがえるところ、申立期間①について、同名簿によると、A社の当該6人については、昭和21年4月5日に一斉に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、19年10月1日に5人が被保険者資格を取得した後、21年4月5日に当該6人を含む38人が同資格を取得するまでの間、A社の元従業員で同資格を取得した者はいないことが確認できる。

さらに、申立期間②について、申立人と一緒に勤務していた弟についても、申立人とほぼ同期間、B社における厚生年金保険被保険者記録が無い上、申立人に教えてもらったと供述している元同僚の一人は、「昭和22年12月に社内に慶事があったが、その時、申立人はいなかったと思う。」、他の一人は、「具体的な時期は不明であるが、申立人は申立期間当時1年程在籍していなかった時期があったと思う。」とそれぞれ供述している。申立期間③について、当該同僚と元同僚の一人も、当該期間についてB社における厚生年金保険被保険者記録が無いことが確認できる。

- 2 申立期間④について、申立人は、「昭和33年1月にC社を創業し、51年5月まで代表取締役社長として在籍していたにもかかわらず、33年1月から35年1月までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。」と主張している。

しかしながら、C社は、昭和33年1月に設立され、35年1月*日に法人化されるまでは申立人が個人事業主であったことが確認できるところ、厚生年金保険法の規定に基づき、申立期間当時、個人事業主は厚生年金保険の被保険者となることができなかったことから、個人事業主であった申立人は、申立期間当時は厚生年金保険の被保険者となることができなかった期間である。

- 3 このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月 29 日から同年 5 月 1 日まで

私は、昭和 59 年 4 月 30 日まで A 社に在籍し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、同月の年金記録が欠落しているのはおかしい。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和 59 年 4 月 29 日となっているが、退職日は、同月の末日であり、給与から同月分の厚生年金保険料が控除されていた。」と主張し、58 年 12 月支給分から 59 年 4 月支給分までの給与支給明細書（写し）を提出している。

しかしながら、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得台帳及び雇用保険資格取得台帳によると、申立人の退職年月日は、いずれも昭和 59 年 4 月 28 日と記載されていることが確認できる上、同社では、「提出した資料とオンライン記録が符合することから、申立てどおりの届出は行っていない。」と回答している。

また、雇用保険の被保険者記録によると、申立人はA社を昭和 59 年 4 月 28 日に離職していることが確認でき、オンライン記録と一致する上、B 厚生年金基金の申立人に係る資格喪失日もオンライン記録と同日の同年同月 29 日であることが確認できる。

さらに、申立人から提出されたA社に係る昭和 59 年 4 月支給分の給与支給明細書（写し）において、標準報酬月額 24 万円に相当する 1 か月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、同社では、「当時の保険料控除方法は不明であるが、現在は翌月控除である。」と回答している上、申立人から提出された 58 年 12 月支給分の給与支給明細書（写し）に記載されて

いる年間累計社会保険料額は、翌月控除で試算した場合の同年分の年間社会保険料の総額とおおむね一致することから、59年4月支給分の給与支給明細書（写し）で確認できる厚生年金保険料は、同年3月分の保険料と考えるのが自然である。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月頃から 50 年 6 月頃まで

私は、A市にあったB社（現在は、C社）が経営する「D店」に昭和 46 年 4 月頃見習い従業員として入社し、50 年 6 月頃まで勤務したが、この間の厚生年金保険被保険者記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険被保険者記録から、申立人が申立期間頃に申立事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、B社に係る閉鎖登記簿謄本によると、同社は昭和 42 年 3 月 * 日にE社として登記後、平成 9 年 2 月 * 日にB社に商号変更し、18 年 12 月 * 日にC社と合併解散していることが確認できるところ、B社は健康保険厚生年金保険事業所名簿において、適用事業所であったことを確認できない。

また、事業主は、「B社は、申立期間当時、A市でD店、B社等の店を経営する会社であったが、厚生年金保険には加入していなかったため、全従業員も当該保険に加入していない。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月7日から41年3月5日まで

私は、昭和24年から43年までA社の社船の乗組員として、乗下船を繰り返しながら勤務した。

社命により、昭和40年10月から、B学校に6か月間通学したが、その期間も船員保険に加入していたはずである。当該期間の加入記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B学校から提出された修了証書原簿の写しにより、申立人は、同校に、昭和40年10月8日に入学し、41年3月4日に修了していることが確認できる。

しかし、A社は、「社命により、申立人を申立期間にB学校へ通学させていたと思われるが、当社とC組合との申合せにより、同校在学中は、船員保険の被保険者資格を喪失させる取扱いをしていたと思う。また、資格喪失中は、船員保険料を控除していない。」と回答している。

また、オンライン記録によると、申立人が同時期にB学校に在籍していたとする元同僚二人は、いずれも申立人と同様に、昭和40年10月に船員保険の被保険者資格を喪失し、41年3月に同資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月 8 日から同年 7 月 2 日まで

私は、申立期間について、A 県の B 中学校の助教諭として勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録が無いとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び A 県教育委員会から提出された辞令簿から、申立人が申立期間において B 中学校に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A 県教育委員会は、「当時の書類が保管されておらず、当時の状況については不明である。」と回答しており、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、A 県教育委員会において、申立人と同様に昭和 58 年 7 月に厚生年金保険に加入している元職員のうち、連絡先が判明した 17 人に対して照会したところ、二人から回答があったものの、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない上、二人の元職員はいずれも、「採用されてから、3 か月ぐらいたってから厚生年金保険に加入した。」と供述している。

さらに、申立人が申立期間当時、同僚であったとする 5 人についても、申立期間において厚生年金保険の被保険者であった記録は見当たらない上、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立期間に欠番は見当たらず、資格取得日の訂正が行われた形跡も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年11月から33年1月まで

私は、昭和31年11月から33年1月まで、A市B町にあったC事業所で勤務していたが、厚生年金保険の記録が無い。同社では、Dを製造していた。保険料が給与から控除されていたかどうかは定かではないが、勤務していたことは確かであり、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A市B町にあったC事業所で勤務した。同社では、Dを製造していた。」と主張しているところ、申立期間当時、A市B町に隣接する場所に所在したE社及び同社の事業主の親族が、「C事業所は、当社が法人化（昭和29年3月）する前の名称であり、法人化した後も、C事業所の看板を事務所の入口に残していた。」と証言している上、E社の複数の元従業員が「同社では、Dの製造をしていた。」と証言している。

しかしながら、E社は、「当時の記録が残っていないため、申立人が当社に勤務していたかどうかは不明である。」と回答しており、同社の申立期間当時の役員も「申立人を記憶していない。」と証言していることから、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認できない。

また、申立人は元同僚一人の姓を記憶しているところ、姓のみの記憶であり、連絡先等は記憶しておらず、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において同姓の被保険者が確認できるものの、当該同姓の被保険者の連絡先は不明であることから、当該元同僚から、申立人の同社における勤務状況について確認することができない上、当該被保険者名簿により、申立期間に被保険者記録を有する元従業員のうち、連絡先の判

明した17人に照会したものの、回答のあった10人に申立人を記憶する者はおらず、申立人の勤務実態に関する証言が得られない。

さらに、E社では、「申立期間当時、従業員は本人の勤務状況を見て、入社3か月から5か月程度経過してから、社会保険に加入させていた。」と回答している上、同社の元従業員の中の二人が、「一定期間経過後に厚生年金保険に加入した。」と証言しており、同社では全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、上記の被保険者名簿を確認しても、申立期間において申立人の氏名は見当たらない上、整理番号に欠番はなく、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月1日から55年10月1日まで

国の年金記録では、昭和52年10月から55年9月までの間の標準報酬月額が26万円となっているが、当時はA社で勤務し、3年間も給与が上がらないはずはないので、54年10月から55年9月までの標準報酬月額を28万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和52年10月から3年間も給与が上がらないはずはないので、54年10月から55年9月までの国の年金記録における標準報酬月額が低すぎる。」と主張している。

しかしながら、申立人は、当時の給与明細書を所持していない上、A社は、「当時の給与支給額及び厚生年金保険料の控除額が確認できる資料は保管していない。」と回答していることから、申立人の申立期間当時の報酬月額及び保険料控除について確認することができない。

また、オンライン記録により、A社において申立人と同様に昭和23年5月に厚生年金保険被保険者資格を取得している同年代の男性の元従業員19人について、49年から59年までの標準報酬月額の推移を確認したところ、3年以上継続して同額で推移している者が10人確認できる上、上記の19人と比較しても、申立人の標準報酬月額に不自然さはみられない。

さらに、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録には、申立期間に係る標準報酬月額の記録について遡及して訂正が行われたような不自然さは見当たらない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 5 日から 41 年 5 月 20 日まで

平成 11 年頃、社会保険事務所(当時)で年金の加入記録を照会した際に、窓口の担当者から、A社(現在は、B社)での加入記録があると言われたことを記憶している。

ところが、国の年金記録では、申立期間におけるA社の加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の所在地や元同僚の氏名を記憶していることから、期間の特定はできないものの、同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、所在地を管轄する法務局において、A社の商業登記は確認できない上、オンライン記録によると、申立期間当時、A社という厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

また、オンライン記録によると、申立人が唯一記憶する元同僚は、申立期間において、C社で厚生年金保険被保険者記録が確認できるところ、当該事業所に係るオンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は確認できない上、B社は、「当時の関係資料は全て廃棄したため、A社が厚生年金保険の適用事業所であったかどうかや申立人の厚生年金保険の加入状況等は不明である。」と証言している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年3月15日から24年4月まで
② 昭和62年7月1日から平成元年3月30日まで

私は、昭和23年3月15日から24年4月までA社で勤務していたが、その間の厚生年金保険の加入記録が無い（申立期間①）。

また、昭和62年7月1日から平成元年3月30日までB社で勤務していたが、その間の厚生年金保険の加入記録も無い（申立期間②）。

調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社での勤務場所、当時の業務内容、勤務するに至った経緯等を具体的に記憶していることから、同社で勤務していたことはうかがえるものの、商業登記簿謄本において、申立人が勤務していたとするA社を確認することができない。

また、申立人が記憶する事業所名及び類似する事業所名に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の氏名は確認できない上、申立人が姓を記憶する元同僚3人、氏名を記憶する元同僚1人、及び事業主であったと記憶する者の姓についていずれも同名簿において被保険者記録を確認できない。

申立期間②について、B社の事業主は「申立人が勤務していたという記憶はあるが、いつだったかははっきりした記憶は無い。」と回答していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、雇用保険の記録によると、申立人のB社に係る加入記録は確認できないところ、失業給付の受給記録によると、申立期間の一部を含む昭和62年5月5日から同年12月29日まで基本手当を受給していたことが確認で

きる。

さらに、B社の厚生年金保険の新規適用年月日は平成元年2月1日であり、申立期間の一部は同社が適用事業所となる前の期間であることが確認できる上、新規適用時に厚生年金保険被保険者資格を取得した9人のうち、連絡先の判明した4人に照会し、二人から回答があったものの、申立人が申立期間において、厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 1 日から 42 年 5 月 25 日まで

私は、昭和 41 年 3 月 1 日から 42 年 5 月 25 日まで A 社で勤務していたにもかかわらず、当該期間の厚生年金保険被保険者記録が無いとされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 41 年 3 月 1 日から 42 年 5 月 25 日まで、A 社で勤務していた。」と主張しているところ、同社の元事業主及び元同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人が、同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社の元事業主は、「既に当時の資料は無い。」としている上、「当時から正社員、臨時社員にかかわらず社会保険に加入させるのが原則であったが、手取り収入の欲しい社員は社会保険に加入させないこともあった。」と回答している。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間において、申立人の氏名は確認できない上、健康保険の番号に欠番も無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

さらに、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 11 月 1 日から 23 年 1 月 8 日まで
年金記録上は、脱退手当金を受給したことになっているが、受給した記憶が無い。年金記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 13 ページに記載されている女性のうち、脱退手当金の受給要件を有する 44 人を確認したところ、25 人に同手当金の支給記録が確認でき、うち 20 人が厚生年金保険被保険者資格喪失日から 6 か月以内に支給されていることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の記載が確認できる上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 23 年 6 月 21 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、昭和 19 年 10 月 5 日から 20 年 8 月 30 日までの厚生年金保険被保険者期間については未請求となっているが、当該被保険者期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号と申立期間に係る同被保険者記号番号は異なっていることから、未請求期間の脱退手当金の支給が無かったことについて不自然さは無い。

このほか、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月11日から20年11月30日まで

A社は、軍需工場だったので、終戦後自然と辞めることになったが、退職時に同社から脱退手当金についての説明は無く、受け取った覚えも無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、オンライン記録と一致する脱退手当金支給金額及び支給決定年月日の記載が確認できる上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和21年2月2日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の前後100人の女性で、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和20年11月30日の前後の期間(同年8月15日から21年2月15日まで)に同資格を喪失して脱退手当金の受給資格がある61人(申立人を除く。)の脱退手当金の支給記録を調査したところ、56人に支給記録が確認でき、その全員が資格喪失日から5か月以内に支給決定がなされている上、支給決定日が同一となっている受給者が複数確認できるほか、申立期間当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年9月1日から29年6月30日まで
私は、昭和29年4月*日に結婚し、A社（現在は、B社）を結婚退職して30年1月頃は専業主婦であったが、脱退手当金を受け取った記憶は無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が同被保険者資格を喪失した昭和29年6月30日の前後約5年間に同被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を有する女性被保険者のうち、当該事業所に係る同被保険者資格喪失日と同日に別事業所に係る同被保険者資格を取得した者及び申立人を除く18人について脱退手当金の支給記録を調査したところ、11人に脱退手当金の支給記録があり、そのうちの6人が同被保険者資格喪失日から7か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によれば、保険給付欄に脱退手当金を支給した旨の記載が確認できる上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、退職後約7か月後の昭和30年1月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月 13 日から 52 年 9 月 2 日まで
A 社に勤務していた申立期間の脱退手当金が支給されたことになっているが、脱退手当金を受給した記憶は無いため、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金裁定請求書には「受付 53. 7. 21」、「53. 8. 29 小切手交付済」の押印が確認できる上、同請求書には「将来発生するかもしれない年金受給の権利を失うことを十分検討した上で、脱退手当金の受給を希望します。」との承諾書が添付されており、同承諾書には申立人の署名及び押印が確認できる。

また、申立期間の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の押印が確認できる上、申立期間の脱退手当金は、支給月数及び支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立人には記録上、未請求となっている申立期間前の厚生年金保険被保険者期間があるが、申立期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号となっており、上記裁定請求書には当該期間に係る事業所名が記載されていないことから、当時、請求者からの申出が無ければ、別の記号番号で管理されていた被保険者期間を把握することが困難であったことを踏まえると、未支給期間があることに不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 1 月 12 日から 20 年 4 月 1 日まで
私は、A 社（現在は、B 社）C 工場を兵役に就くために退職した。

同社で勤務した昭和 19 年 1 月 12 日から 20 年 4 月 1 日までの期間の脱退
手当金が支給されたことになっているが、受給していないので、年金記録を
回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、オンライン記録と一致
する脱退手当金支給金額及び支給決定年月日の記載が確認できる上、申立期間
の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険
被保険者資格喪失日から約 7 か月後の昭和 20 年 11 月 14 日に支給決定されて
いるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同
日に厚生年金保険被保険者資格を取得している男性の脱退手当金の支給記録
を調査したところ、28 人に支給記録が確認でき、このうち、厚生年金保険被
保険者資格喪失日及び脱退手当金支給決定日ともに確認できる 19 人のうち 7
人は、資格喪失日から 7 か月以内に支給決定が行われていることが確認できる
上、支給決定日が同一となっている受給者が複数確認できるほか、申立期間当
時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、事業主による代理請求が
なされた可能性がうかがえる。

このほか、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手
当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期
間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 3947

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 39 年 12 月 31 日まで
私は、父親が経営するA社を結婚のため退職したが、脱退手当金を受け取った記憶は無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が確認できる。

また、申立人には記録上、未請求となっている申立期間前の厚生年金保険被保険者期間があるが、申立期間とは別の記号番号で管理されている上、当該期間の番号が統合処理されたのは平成元年7月であることから、当該期間が未請求となっていることについて不自然さは無い。

さらに、申立人は申立期間以降に勤務した2事業所において、申立期間前に勤務した事業所で取得した記号番号で被保険者資格を取得していることが確認できるところ、申立期間に係る脱退手当金を受給したために当該記号番号を使用したものとするのが自然である。

このほか、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 2 月 1 日から 38 年 3 月 1 日まで
年金記録上は、脱退手当金を受給したことになっているが、受給した記憶が無い。年金記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後のページに記載されている女性 20 人について調査したところ、申立事業所を最終事業所として脱退手当金の支給記録がある 4 人全員が、厚生年金保険被保険者資格喪失日から 1 年以内に脱退手当金の支給決定がなされていることが確認できる上、当該 4 人のうちの 1 人の同被保険者資格喪失日は申立人とは相違しているものの、支給決定日は申立人の支給決定日と同日であることが確認できる。

また、A社（B社の後継事業所）の労務・人事担当者は、「脱退手当金についての説明を事業主から行っていたということを、前任者から申し送りを受けた。」と証言していることから、申立人の委任に基づき事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

さらに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 38 年 8 月 21 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、昭和 33 年 11 月 1 日から 35 年 7 月 28 日までの厚生年金保険被保険者期間については未請求となっているが、当該被保険者期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号と申立期間に係る同被保険者記号番号は異なっている上、未請求期間に係る同被保険者記号番号は、平成 20 年 5 月 19 日に申立人の基礎年金番号に統合されたことが確認できることから、未請求期間の脱退手当金の

支給が無かったことについて不自然さは無い。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年2月23日から26年5月11日まで
② 昭和28年7月10日から31年5月30日まで

私は、申立期間について脱退手当金が支給済みとなっていることを年金裁定請求時に初めて知ったが、受給した記憶は無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る厚生年金保険被保険者台帳には「給付種類 脱退手当金」、「支給期間 73」、「支給金額 5,975円」、「支給年月日 31. 12. 7」等と記載されている上、申立期間の脱退手当金は、申立期間①及び②の被保険者期間を通算して算出され、支給月数及び支給額に誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和31年12月7日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間の脱退手当金が支給された当時は、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ老齢年金を受給できない通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはないと見当たらぬ。また、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には記録上、未請求となっている申立期間①前の厚生年金保険被保険者期間（1期間）並びに申立期間①及び申立期間②の間の被保険者期間（2期間）があるが、申立期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号となっており、当時、請求者からの申出が無ければ、別の記号番号で管理されていた被保険者期間を把握することが困難であったことを踏まえると、未支給期間があることに不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 5 月 1 日から同年 7 月 25 日まで
② 昭和 43 年 8 月 1 日から 46 年 12 月 21 日まで

私は年金機構から送付されてきたはがきにより、申立期間については脱退手当金を受給した記録となっていることを知った。そのような記憶は無いので、申立期間の年金記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金の裁定請求書の氏名欄には、申立人の氏名及び押印が確認できるとともに、住所欄には、申立人が当時住んでいたとされる住所が記載されている上、脱退手当金計算書等の関係書類には、支払決定通知書を当該住所地近くの金融機関に提示し、受給する扱いであったことが記載されていることから、申立人の意思に基づき、脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月 15 日から 38 年 11 月 26 日まで
② 昭和 39 年 9 月 16 日から 44 年 11 月 1 日まで

私は、昭和 44 年 5 月に、結婚で A 市に居住することとなり会社を退職した。60 歳になって年金の申請のため、社会保険事務所（当時）へ行き、初めて 46 年 6 月 11 日に脱退手当金が支給されていたことを知ったが、当時は、長男が生まれ、B 市の社宅に転居しており、会社が B 市の住所を知るはずもない。私は、脱退手当金を受領していないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立人の脱退手当金裁定請求書には、オンライン記録における脱退手当金支給日と同日の昭和 46 年 6 月 11 日付け「支払済」の押印が確認できる上、当該裁定請求書には、申立人が、申立期間に係る脱退手当金が支給された当時に住んでいたと供述する B 市の住所地が記載されており、そのほかの記載内容についても不自然な点は見当たらない。

また、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、C 社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が申立期間の脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年1月1日から29年2月13日まで

A社については、退職時に説明を受け、金額は覚えていないものの、脱退手当金を受給したが、オンライン記録によると、B社に勤務した昭和27年1月1日から29年2月13日までの期間に係る脱退手当金を受給したことになる。受給した記憶が無いので調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が受給を認めている期間と申立期間は、オンライン記録では合算して脱退手当金が支給されたこととなっているところ、当該脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、受給を認めている事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和38年5月29日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が記載されたページの前後32人の女性を確認したところ、脱退手当金の受給要件を有し当該事業所を最終事業所として同手当金の支給記録がある者が16人確認でき、そのうち10人について厚生年金保険被保険者資格喪失日から6か月以内に同手当金の支給決定がなされている上、申立人は、「A社を退職する際に経理担当者から脱退手当金について説明を受け、手続をした。」と供述していることから、申立人の委任に基づき事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、B社に係る被保険者記録について、「38.4.8回答済」の押印が確認でき、申立人に係る脱退手当金の請求に併せて当該記録の確認が行われたことがうかがえる。

このほか、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したこ

とを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 8 月 12 日から 36 年 1 月 19 日まで
② 昭和 36 年 5 月 31 日から 37 年 1 月 31 日まで
③ 昭和 37 年 3 月 1 日から 38 年 8 月 21 日まで

私は、申立期間後の昭和 39 年 9 月 1 日から 41 年 9 月 1 日までの期間については、脱退手当金を受給したが、申立期間の脱退手当金を受給した記憶が無い。調査の上、年金記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の昭和 39 年 9 月 1 日から 41 年 9 月 1 日までの期間の脱退手当金を受給したことは認めているが、申立期間の脱退手当金は受給していないと主張している。

しかしながら、申立人の脱退手当金の記録は、申立期間及び申立人が受給を認めている昭和 39 年 9 月 1 日から 41 年 9 月 1 日までの期間を対象期間として 44 年 8 月 26 日に支給決定されている記録のみである上、記録上の支給額と申立人が受給したとする額はおおむね一致する。

また、支給決定日の前にある被保険者期間について、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている期間があるものの、申立期間及び申立人が受給を認めている昭和 39 年 9 月 1 日から 41 年 9 月 1 日までの期間と未請求期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、未請求期間があることをもって不自然であるとまでは言えない上、申立人から聴取しても申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 9 月 21 日から 51 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 49 年 8 月 19 日から 55 年 1 月 20 日まで正社員としてA社に継続勤務していたが、50 年 9 月 21 日から 51 年 6 月 1 日までの年金記録が欠落しているので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言及び申立人のA社に係る雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人は申立期間において同社に継続して勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人の戸籍謄本によると、申立人は昭和 50 年*月*日に長女を出産していることが確認できるどころ、「出産前後に何日かは覚えていないが会社を休んだ期間がある。」と供述している上、3人の元同僚は、「申立人は申立期間に一度退職して再度入社したように記憶している。」「お産をされたが退職することなく働いていた。しかし、勤務時間が短かったと思う。」「会社は1階と2階に分かれておりはっきりとは覚えていないが、私が入社した 51 年 4 月には申立人はいなかったと思う。途中からいることに気がついた。」とそれぞれ証言している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、複数の元同僚について、申立人と同様に同社において複数の厚生年金保険被保険者記録があることが確認できる。

さらに、A社は、昭和 58 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の申立人の雇用状況に関する資料、厚生年金保険料控除に関する資料が無く確認できない上、元事業主に申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無について照会したが回答は得られず、また上記の元同僚は、

「当時のA社の経理は支店の分も含めて全て本社で行われ、当時の担当者は既に死亡している。」と証言している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年1月21日から28年11月1日まで
② 昭和28年11月1日から32年11月1日まで

国（厚生労働省）の記録では、A社を退職後、脱退手当金が支給されたことになっているが、私は、脱退手当金を受給した記憶が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間①及び②の被保険者期間を通算して算出され、支給月数及び支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間の脱退手当金が支給された当時は、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ老齢年金を受給できない通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえ、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には記録上、未請求となっている申立期間①前の厚生年金保険被保険者期間があるが、申立期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号となっており、当時、請求者からの申出が無ければ、別の記号番号で管理されていた被保険者期間を把握することが困難であったことを踏まえると、未支給期間があることに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 3956 (事案 795、1958 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 3 月 24 日から 35 年 1 月 19 日まで
② 昭和 35 年 1 月 20 日から 44 年 1 月 1 日まで

申立期間における厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金は受けていないので、改めて記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社を退職した際に厚生年金保険被保険者資格を喪失した元従業員に係る脱退手当金の支給状況及び元従業員の証言から、当時、事業主による代理請求が行われていた可能性が考えられること、ii) 申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記されていること、iii) 申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月半後の昭和44年3月19日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはないこと等を理由として、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成21年8月10日付けで通知が行われている。

また、申立人は、申立人と同時期に厚生年金保険被保険者資格を喪失した妹が脱退手当金を受給していないことを新たな事情として、再度、申立てを行ったところ、申立人の妹は、申立期間当時において、申立人とは異なる事業所で勤務していたことを踏まえると、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないことから、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成22年7月26日付けで通知が行われている。

今回、申立人は、知人が脱退手当金を受給していないことを理由として申し

立てているが、当該知人は、A社には勤務しておらず、当該知人からは申立人の主張を裏付ける証言や証拠は得られないことから、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 9 月 1 日から 43 年 5 月 26 日まで

私は、育児に専念するため、A社を昭和 43 年 5 月 25 日に退職したが、申立期間に係る脱退手当金を受け取った記憶は無いにもかかわらず、脱退手当金が支給された記録となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 43 年 8 月 13 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されている。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いという主張のほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 7 月 1 日から平成元年 4 月 1 日まで
② 平成元年 8 月 26 日から同年 11 月 1 日まで

申立期間①及び②についてA社に在籍していた。年金記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は、「A社に勤務していた。」と主張している。

しかしながら、申立期間①について、A社に係る商業登記簿謄本及びオンライン記録によると、同社は、昭和 63 年 11 月 * 日に会社設立し、平成元年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、申立期間①のうち同日以前の期間は同保険の適用事業所となる前の期間である。

また、A社に係るオンライン記録により、平成元年 3 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した者は、事業主を含め二人のみが確認できるところ、当該事業主は、「申立人は、当社に在籍していた元従業員の紹介で同年 11 月に入社しており、同年 3 月の時点ではいなかった。また、適用事業所となる前には厚生年金保険料の控除は行っていない。」と回答している上、事業主とともに資格を取得した元従業員は、「申立人に記憶は無い。」と証言している。

さらに、申立人は申立期間①について、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

2 申立期間②について、A社が保管する申立人に係る労働者名簿によると、申立人は、「平成元年 11 月 A社入社」の記載及び厚生年金保険記号・番号の欄には、「*、（資格取得日） 1 年 11 月 1 日」の記載が確認できる上、

申立期間②に厚生年金保険の被保険者資格を有し、所在が確認できた元従業員は、「私の紹介で申立人はA社に入社した。」と証言しているところ、当該元従業員の同保険の資格取得日は平成元年9月1日であることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年8月1日から21年7月1日まで

私は、昭和20年8月1日にA会B支部に入社し、船員として船舶に乗船した。調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、「A会B支部に入社し、船員として船舶に乗船した。」と主張しているが、船員保険事業所名簿によると、同会同支部が船員保険の適用事業所であったことを確認することはできない。

また、A会C支部が船員保険の適用事業所であったことが確認できるところ、同支部は、昭和21年4月1日に船員保険の適用事業所となっており、申立期間のうち同日より前の期間については適用事業所となる前の期間である上、同支部に係る船員保険被保険者名簿によると、申立人の氏名の記載は確認できない。

さらに、申立人は、申立期間における元同僚の氏名を記憶しておらず、聞き取り調査を行うことができない上、上記被保険者名簿により、申立期間に被保険者資格を有する者の現在の所在を確認することもできない。

一方、申立人は昭和21年7月1日にD社において船員保険被保険者資格を取得しているところ、同社における元同僚の証言により、申立期間について、期間は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、D社は、昭和21年7月1日に船員保険の適用事業所となっており、上記元同僚の同被保険者資格も同日からとなっている上、当該元同僚は、「同社における同日前の船員保険の加入及び保険料控除については不明である。」と証言している。

また、D社は既に廃業しており、申立期間における申立人の勤務実態及び船

員保険料の控除の有無について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から船員保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年9月21日から8年10月19日まで
私は、A社で、平成元年7月21日から8年10月19日までの期間について、継続して勤務していたが、2年9月21日から8年10月19日までの期間について厚生年金保険の加入記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社で、平成元年7月21日から8年10月19日までの期間について、継続して勤務していた。」と主張している。

しかしながら、A社は、「申立期間当時の担当者によると、社会保険に加入する人は当社に、社会保険に加入しない人はグループ会社のB社にそれぞれ分けて採用していた。当社に採用した人も社会保険に加入を希望しない場合はB社に転籍させていたと聞いている。申立人については、採用は当社であったが平成2年9月21日にB社に転籍しており、雇用保険には加入していたが、社会保険には加入していなかったので申立期間については厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

また、A社から提出のあった健康保険厚生年金保険資格喪失確認通知書及び同社に係る労働者名簿を見ると、申立人は平成2年9月21日に同社における被保険者資格を喪失しており、オンライン記録と一致している上、B社に係る労働者名簿によると、申立人は、同年同月21日に雇入れされ、8年10月15日に退職していることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、B社については、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が当該期間に係る厚

生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 2 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
② 平成 2 年 10 月 1 日から 7 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 60 年 3 月 11 日に A 社（現在は、B 社）に入社し、平成 17 年 3 月末に退職するまでの間、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間①の厚生年金保険の記録が無いことに納得できない。

また、平成 2 年 10 月から 7 年 7 月までの期間の標準報酬月額が、当該期間の前後の額と比べ著しく低い 9 万 8,000 円とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「申立期間も、A 社 C 国工場に継続勤務していた。」と主張しているところ、申立期間当時の同僚が申立人が継続して勤務していたことを認めている上、申立人の同社に係る雇用保険の記録から、申立人が申立期間に同社において勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B 社によると、「当社が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人は、平成 2 年 9 月 1 日に被保険者資格を喪失し、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書によると、同年 10 月 1 日に資格取得の届出を行っており、国の記録と一致している。申立人には、日本国内での給与は支給しておらず、また、厚生年金保険料の給与からの控除及び国への納付は行っていない。」と回答している。

また、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、平成 2 年 9 月 1 日に被保険者資格を喪失し、同年 10 月 1 日に資格を再取得していることが確認でき、オンライン記録と一致している。

2 申立期間②について、申立人が記憶する元同僚は、「C国赴任時は、日本での給与の支給は無く、厚生年金保険料については全額を会社が負担し、標準報酬月額も低く設定されていた。」と供述している上、B社によると、「C国赴任者の給与はC国で支払い、当人は同国で厚生年金税を納付しており、日本の厚生年金保険を継続すると二重払いとなるため、日本での標準報酬月額を低く設定し、当人には日本での給与を支給していないことから、厚生年金保険料については、会社が全額負担していた。」と回答している。

また、B社から提出のあった申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書を見ると、平成2年10月1日から7年8月までの期間、毎年の算定届出が標準報酬月額9万8,000円で行われていることが確認でき、オンライン記録と一致している。

3 このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 6 月 16 日から 28 年 12 月 1 日まで

私の夫は、A社（現在は、B社）に昭和 11 年 4 月に入社し、その後同社が、C社、B社となった後も役員として勤務していたにもかかわらず、A社の厚生年金保険被保険者記録が無いので年金事務所で調べたところ、19 年 10 月 1 日から 23 年 6 月 16 日までの期間については、脱退手当金が支給されていることが分かったが、同年同月同日から 28 年 12 月 1 日までの期間については、被保険者記録が無いので調べてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間について、A社に継続して勤務していた。」と主張しているところ、C社創立 45 周年記念事業として昭和 31 年 5 月 11 日に発行された社史（以下「社史」という。）を見ると、申立人は、11 年 4 月にA社に入社し、その後、23 年 5 月に同社取締役就任、28 年 11 月に同社取締役を辞任、同年同月の社名変更時にC社参与と記載されていることから、申立人は、申立期間、同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B社は、「申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格取得及び資格喪失に関する届出について、合併以前の記録は保管しておらず、申立てどおりの届出を行ったかは不明であり、申立期間の厚生年金保険料については、納付したかも不明である。」と回答しており、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人は、昭和 19 年 10 月 1 日から 23 年 6 月 16 日までの期間について、同年 7 月 13 日

に脱退手当金を受給していることが確認できるところ、脱退手当金は、厚生年金保険被保険者が資格喪失後に、厚生年金保険に加入していない場合に受給するものであることから、申立人は、申立期間の始期である同年6月16日以降、C社において被保険者資格を取得した28年12月1日までの期間について、厚生年金保険に加入していなかったことが推認できる。

さらに、社史の役員職歴欄にA社と記されている10人のうち、同社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる申立人を除く3人の同記録を確認したところ、3人全員が、申立人と同様、申立期間に係る被保険者記録が確認できない上、申立人と同様、脱退手当金を受給していることが確認できることから、同社では、役員就任と同時に被保険者資格を喪失させる取扱いであったことがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 36 年 5 月 1 日まで

私は昭和 35 年 4 月 1 日から 36 年 5 月 1 日まで A 市 B 町の C 事業所(現在は、D 社)で正社員として勤務したが、同事業所で勤務した 13 か月間の年金記録が欠落している。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 35 年 4 月 1 日から 36 年 5 月 1 日まで A 市 B 町の C 事業所で勤務した。」と主張している。

しかしながら、D 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 43 年 2 月 1 日であり、申立期間当時は、同社が同保険の適用事業所となる前の期間である。

また、D 社によると、「申立人の勤務実態や保険料控除の状況が分かる資料が確認できないため、申立期間当時の状況は不明である。」と回答しており、申立人の申立期間に係る勤務実態等について確認できない。

さらに、申立人は、申立期間当時の元同僚の名前を記憶しておらず、元同僚から当時の状況を確認することができない上、D 社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 43 年 2 月 1 日に、同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した元従業員のうち、連絡先の判明した 9 人に照会したところ、3 人から回答があったものの、申立期間当時、同社で勤務していたとする者はおらず、申立人の勤務状況に係る証言は得られない。

さらに、上記の D 社の元従業員 3 人のうちの 1 人は、「私は、昭和 38 年 4 月頃から 43 年 3 月まで勤務したが、同社に係る厚生年金保険の記録は、(同社が厚生年金保険の適用事業所となった後の)最後の 1 か月のみである。かなり昔のことなので、しっかりと覚えていないが、厚生年金保険の記録が無い時

期には、保険料は給料から控除されていなかったと思う。」と証言している。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 8 月 1 日から 47 年 2 月 28 日まで

私は、申立期間において、A社（現在は、B社）に勤務し、同社からC社D工場内に派遣されていた。申立期間の厚生年金保険の記録が無いが、私は、当時、会社から年金証書と失業保険の証書を返してもらったことを記憶している。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間において、A社に勤務し、同社からC社D工場に派遣されていた。」と主張している。

しかしながら、B社では、「申立人は、当社の社員ではなく、協力会社であるE事業所（現在は、F社）の従業員であり、当社では、申立人の厚生年金保険の資格取得等の届出は行っておらず、保険料も控除していない。」と回答しており、申立人の申立期間におけるA社での勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、雇用保険の記録を確認しても、申立人のA社に係る被保険者記録は見当たらない上、同社が加入するG健康保険組合及びH厚生年金基金においても、申立人の被保険者記録を確認することはできない。

一方、A社の協力会社のF社が保管する申立人に係る労働者名簿、失業保険被保険者資格取得確認通知書及び失業保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人は、E事業所において、昭和46年8月5日に雇入れされ、47年3月4日に退職していることが確認できる上、申立期間当時の同社の事業主によると、「当社はA社の下請として、申立期間当時、C社D工場内で仕事をしていた。下請の従業員もA社の制服を着用していたが、申立人がA社の正社員だったことはなく、給与は当社から支給していた。」と回答していることから、

申立人は、申立期間の頃に、E事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、E事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、50年10月1日であり、申立期間は、同社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間である。

また、上記のE事業所の申立期間当時の事業主は「申立期間当時は個人事業所であり、厚生年金保険に加入しておらず、従業員には自分で国民年金及び国民健康保険に加入するよう伝えていた。申立人の給与から厚生年金保険料を控除することはない。」と回答している。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。